

議案第 61 号

工事請負契約の変更について

さきに、平成21年2月定例会議案第63号をもって議決された大船駅西口ペDESTリアンデッキ等整備工事大船駅西口地区の工事請負契約について、次のとおり変更するものとする。

平成22年2月17日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 契約金額

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 当初の契約金額 | 1,286,250,000円 |
| (2) 変更による増額分 | 69,909,000円 |
| (3) 変更後の契約金額 | 1,356,159,000円 |

「参 考」

工事請負変更仮契約書

工 事 名 称	大船駅西口ペデストリアンデッキ等整備工事 大船駅西口地区											
工 事 場 所	鎌倉市台一丁目1番 先											
請 負 代 金 額	■増額			¥	6	9	9	0	9	0	0	0
	□減額	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額			¥	3	3	2	9	0	0	0
契 約 保 証 金	☐ 現 金 _____円 ☒ 免 除 ☐ 有価証券											
そ の 他	この契約のほかは原契約による											

この変更仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。この場合甲は、議決された旨の通知書を乙に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。

ただし、乙（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。

この場合において、甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償するものとし、乙に損害が発生した場合は、乙は甲に賠償請求できないものとします。

平成21年3月11日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり変更します。この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有します。

平成 22 年 2 月 2 日

甲 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松 尾 崇

⑨

乙 横浜市中区本町4丁目43番地
戸田建設株式会社 横浜支店
執行役員支店長 岩 森 耕 一

⑨

「参 考」
(原契約書)

工事請負仮契約書

工 事 名 称	大船駅西口ペデストリアンデッキ等整備工事 大船駅西口地区												
工 事 場 所	鎌倉市台一丁目1番 先												
工 事 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで												
請 負 代 金 額			¥	1	2	8	6	2	5	0	0	0	0
	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額				¥	6	1	2	5	0	0	0	0
契 約 保 証 金	☐ 現 金 _____ 円 ☒ 免 除 ☐ 有価証券												
解 体 工 事 に 要する費用等	別紙のとおり												
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第5条による（役務的保証）												
か し 担 保 期 間	完成引渡しの日から起算して 1 年 間												

この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。

この場合甲は、議決された旨の通知書を乙に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。

ただし、乙（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。

この場合において、甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償するものとし、乙に損害が発生した場合は、乙は甲に賠償請求できないものとします。

上記の工事について発注者「鎌倉市」を甲とし、請負者「戸田建設株式会社 横浜支店」を乙とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有します。

平成 21 年 2 月 5 日

甲 鎌倉市御成町18番10号
 鎌倉市長 石 渡 徳 一

⑨

乙 横浜市中区本町4丁目43番地
 戸田建設株式会社 横浜支店
 支店長 飯 島 晴 雄

⑨

(別紙)

解体工事に要する費用等

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合)

1. 分別解体等の方法

工程 ごとの 作業 内容 及び 解体 方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用

なし 円 (税込)

(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

1,638,000 円 (税込)

(受注者の見積金額)

別 紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
コンクリート塊	前田道路㈱ 横浜合材工場	横浜市栄区上郷町 1 5 5 5
〃	前田道路㈱ 相模合材工場	横浜市瀬谷区北町 2 0 - 1 3
アスファルト・コンクリート塊	前田道路㈱ 横浜合材工場	横浜市栄区上郷町 1 5 5 5
〃	前田道路㈱ 相模合材工場	横浜市瀬谷区北町 2 0 - 1 3
建設発生木材	㈱タケエイ 川崎リサイクルセンター	川崎市川崎区浮島町 1 0 - 1 1
〃	㈱ I W D 海老名工場	海老名市杉久保 2 2 5 5

※ 受注者が選択した施設を記載 (品目ごとに複数記入可)

「参 考」

議決通知書兼本契約成立通知書

鎌 契 第 535 号

平成21年 3 月13日

戸田建設株式会社 横浜支店

支店長 飯 島 晴 雄 様

鎌倉市長 石渡 徳一

次のとおり通知します。

契 約 の 件 名	大船駅西口ペデストリアンデッキ等整備工事 大船駅西口地区 (仮契約締結日 平成 21 年 2 月 5 日)
議 決 年 月 日	平成 21 年 3 月 11 日
仮契約が本契約に 切り替わった日	平成 21 年 3 月 11 日
工 期	平成 21 年 3 月 13 日 から 平成 23 年 3 月 15 日 まで
注 意 事 項	請負金額 ￥1, 286, 250, 000円 (消費税額及び地方消費税額を含む)
	工事場所 鎌倉市台一丁目1番 先
	鎌倉市工事請負契約約款第40条における別表1 及び別表2は、別添のとおりとします。

別表 1 (第40条関係)

支払限度額	
平成20年度	50,000,000 円
平成21年度	631,263,000 円
平成22年度	604,987,000 円
※本工事では、20年度及び21年度の前払金を20年度分として、請負代金額の40%以内(上限5,000万円)で一括請求することができます。	

別表 2 (第40条関係)

出来高予定額	
平成20年度	50,000,000 円
平成21年度	631,263,000 円
平成22年度	604,987,000 円